

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

総合政策部 広報課

許認可等の内容		栃木市マスコットキャラクターデザインの使用に関する決定
根拠法令等及び条項		栃木市マスコットキャラクターデザインの使用に関する要綱第5条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	2週間
審査 基準	根拠条項	栃木市マスコットキャラクターデザインの使用に関する要綱第6条
	参考事項	栃木市マスコットキャラクター「とち介」デザインマニュアル
	設定等年月日	平成26年 5月16日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市マスコットキャラクターデザインの使用に関する要綱</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、キャラクターデザインの使用を承認するときは、キャラクターデザイン使用承認通知書（別記様式第2号）により、使用を承認しないときはキャラクターデザイン使用不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターデザインの使用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(2) 市の信用又は品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(3) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(4) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(5) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教の活動に使用し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(6) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障を来し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(7) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。</p> <p>(8) キャラクターの著しい変形その他キャラクターの使用が適切でないと認められるとき。</p> <p>(9) その他市長が使用について不相当と認めたとき。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により使用を承認する場合において、キャラクターを適切に使用させるために必要があるときは、使用の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付すことができるものとする。</p>	